

鎌 地 第 2488号
令和5年(2023年)2月15日

自治会町内会長
地域団体代表者等 各位

鎌倉市長 松尾 崇
(公印省略)

令和4年度ふれあい地域懇談会の報告書について

立春の候、皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃から自治会町内会支援業務に御理解、御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。
ございます。

さて、このたび、7・8月に開催いたしました、令和4年度ふれあい地域懇談会
の内容をまとめた報告書ができあがりしましたので、送付いたします。

本報告書は、鎌倉市自治町内会総連合会役員の方々には全市版を、それ以外の自
治町内会長及び参加された地域団体の代表の方々には、該当地域分をお送りいたし
ております。

なお、報告書につきましては、全市版をホームページで公開するほか、市役所地
域のつながり課、各支所及び中央図書館で御覧いただけます。

事務担当：市民防災部 地域のつながり課

地域のつながり担当 小池

電話 23-3000

E-mail npo@city.kamakura.kanagawa.jp

令和4年度 「ふれあい地域懇談会」報告書

< 鎌倉地域一東地区 >

日 時	令和4年7月26日（火） 午前10時～正午
場 所	鎌倉市役所 全員協議会室
出 席 者	自治会・町内会代表 13名 鎌倉市 6名
内 容	<p>第 1 部 市長からの説明..... P. 1 「共生社会の取組み、本庁舎整備について」</p> <p>第 2 部 地域の懸案事項に関する報告..... P. 16 ① ゴミ焼却施設を市内に建設する ② 観光行政（マナー等）について</p> <p>第 3 部 本年度の地域の議題に関する懇談..... P. 24 ① 浄明寺五丁目広場の井戸について ② 市道等のセットバック敷地の管理（維持）は誰か ③ 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について ④ 住宅地におけるコインパーキングについて</p>

出席者名簿 (敬称略)

【自治会・町内会等】

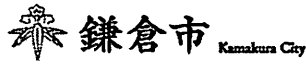
	団 体 名	氏 名	備 考
1	鎌倉地区自治組織連合会 (浄明寺町内会)	荒井 正	副会長 (会長)
2	鎌倉ハイランド自治会	鴨田 達也	会長
3	二階堂親和会	大村 貞雄	会長
4	西御門自治会	福井 敏一	会長
5	八幡宮前自治会	西山 弘	会長
6	雪ノ下岩谷堂町内会	梶田 俊夫	会長
7	横町町内会	小田切 知彦	会長
8	巨福呂坂町内会	江副 興仁	会長
9	山王台自治会	岩田 薫	会長
10	御成町末広自治会	岩沢 晃	総務
11	小町元町町内会	高橋 和雄	会長
12	泉が谷町内会	河内 正治	会長
13	扇ガ谷上町自治会	渡辺 道雄	副会長

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	市民防災部長	永野 英樹	
3	環境部長	能條 裕子	
4	まちづくり計画部長	林 浩一	
5	都市景観部長	古賀 久貴	
6	都市整備部長	森 明彦	

第1部 市長からの説明

【全地域共通】



令和4年度 ふれあい地域懇談会

第1部 市長からの報告

鎌倉市長 松尾 崇

○屋外・屋内でのマスク着用について

【屋外】		距離が確保できる	距離が確保できない
会話をする	マスク必須なし 目安2m以上	マスク着用推奨	マスク着用推奨
会話をほとんど行わない	マスク必須なし 公園での散歩やランニング、サイクリングなど	マスク必須なし	マスク必須なし 散歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面

【屋内】		距離が確保できる	距離が確保できない
会話をする	マスク着用推奨 目安2m以上 十分な換気など環境が対策されている場合は必ずしも必要ない	マスク着用推奨	マスク着用推奨
会話をほとんど行わない	マスク必須なし 飲食店やスーパー、百貨店など	マスク着用推奨	マスク着用推奨

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。
体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。

夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。

1

共生社会の実現に向けて

取組① 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例 制定

背景) 多くの人にとっての「ふつう」や「当たり前」を前提とした社会に、「生きにくさ」や「居心地の悪さ」を感じる人がいる。

鎌倉市共生社会の実現を目指す条例

すべての人が、お互いを尊重し合い、
支え合い、多様性を認め、
自らが望む形で社会との関わりを持ち、
生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会の実現をめざす条例

平成31年4月施行

2

共生社会の実現に向けて

取組② くらしと福祉の相談窓口の開設

- 背景) 1.どこに相談へ行けばいいのかわからない。
2.自分のことをうまく伝えられないかも。
3.福祉の相談と生活の相談はわけにくい。



窓口開設後
相談件数
約3倍！！

3

共生社会の実現に向けて

取組からみえた新たな問題

- ・複数の課や機関と連携して対応する必要のある複合的な課題
- ・世帯の困りごとに丸ごと対応する包括的な支援体制の必要性
→8050問題、ダブルケア・ヤングケアラー等

4

共生社会の実現に向けて

問題解決のため、「包括的支援体制」を推進

- ・ 分野を問わない相談対応
- ・ 多機関・多分野によるチームでの対応

高齢者のよろず相談を中心に対応してきた身近な地域の**地域包括支援センター**、生活困窮者に対応してきた**インクル相談室鎌倉**などで、分野を問わず**ご本人以外の家族の困りごと**もお伺いします

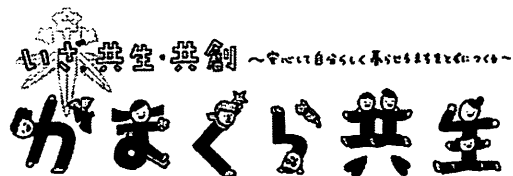
お話を受け止めた上で、適した場所に今まで以上におつなぎできるよう、バックアップ体制を整えています

5

共生社会の実現に向けて

今後の取組

- ・ (仮称) 鎌倉市ケアラー支援条例の制定
- ・ さまざまな分野の担い手が連携して地域活動を展開する場づくり (地域共生プラットフォームの構築等)

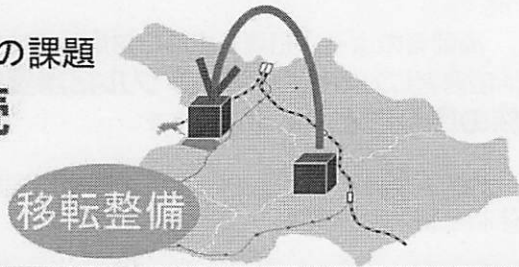


6

本庁舎の抱える課題



築53年 本庁舎
建物・設備の老朽化、バリアフリー等の課題
さらに**災害時の業務継続**



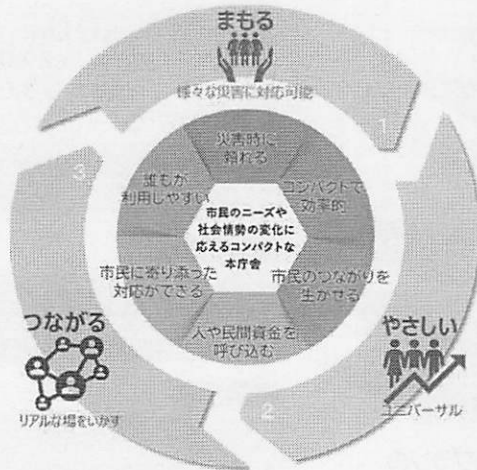
7

新庁舎整備と本市の抱える課題解決 + 価値創造



新庁舎等整備基本計画(素案)

基本理念 (ビジョン) と基本計画の3つのポイント

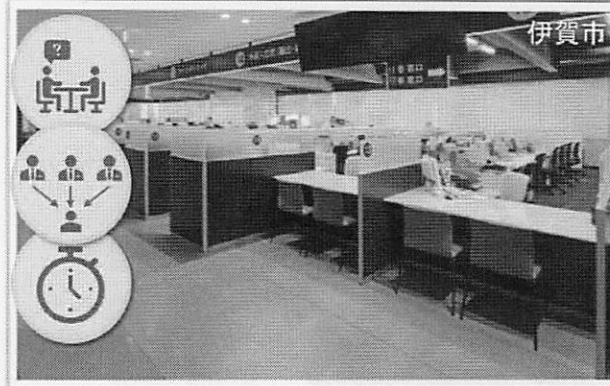


- 1 まもる ~災害に強くなります~**
 - 耐震性能を備える
大地震発生時も災害対応拠点として機能!
 - オンラインでの業務体制を備える
様々な災害発生時も業務継続可能!
 - 受援力を備える
自衛隊、支援物資などの大規模な受入れ可能!
 - エネルギー・給水を備える
ライフライン途絶でも最低3日間自走可能!
- 2 やさしい ~サービスの提供方法が変わります~**
 - 全ての手続・相談が原則オンライン可能
 - 対面型の窓口も設置
 - ワンストップサービスの導入
 - 予約制も導入
 - 自宅等からスマホで簡単!
 - オンラインが苦手な人も安心!
 - 一か所で全て完結!
 - 待ち時間短縮!
- 3 つながる ~市民活動スペースが充実します~**
 - 深沢図書館・学習センターの複合化!
 - カフェ等のほかフリースペースを導入!
 - まちづくり情報などを発信!
 - 市民活動・市民交流スペースを大幅拡充!

9

新庁舎等の整備について

新しい市役所が目指すサービス



対面で寄り添う
ワンストップ
丁寧な相談
一人ひとりのニーズに対応

さらに手軽に
スマートフォンで簡単
忙しくても便利
夜でも休日でも可能

出典(左画像):(株)オカムラHP



10

新庁舎等整備基本計画(素案)

1～3階の構成：モデルプラン等

3階

災害に強くなります

サービスの提供方法が変わります

市民活動スペースが充実します

モデルプランの各階構成イメージ

施設規模

約24,300㎡

新庁舎	約20,000㎡
消防	約3,000㎡
図書館・学習センター	約1,300㎡

✓基本構想時(25,000㎡)よりもコンパクトに

施設整備費

約170億円(税込)

※工事、外構、調査・設計、備品、移転費用

事業手法

基本設計先行型
官民連携手法
(維持管理を含む設計施工一括発注等)

市庁舎現在地活用基本構想(素案)

基本理念 (ビジョン)

変え合いを大切にすまちに

安心できる行政窓口機能

歴史文化の発信

ひらいて むすんで 知恵うむ “ふみくら”
(文庫)

知識を万人に“ひらく”
多様な交流を“むすぶ”
まちや社会にいきる知恵を共創する拠点

鎌倉の情報発信

地域への参加・貢献

市庁舎現在地利活用基本構想(素案)

市庁舎現在地の利活用のイメージ



※ 画像は全て参考例(他自治体事例)です。

出典

(左上):おひさまテラス「おひさまテラスとは」千葉県旭市の多世代交流施設「おひさまテラス」旭市多世代交流施設おひさまテラス。 <https://ohisama-terrace.jp/about/>(参照2022-05-16)

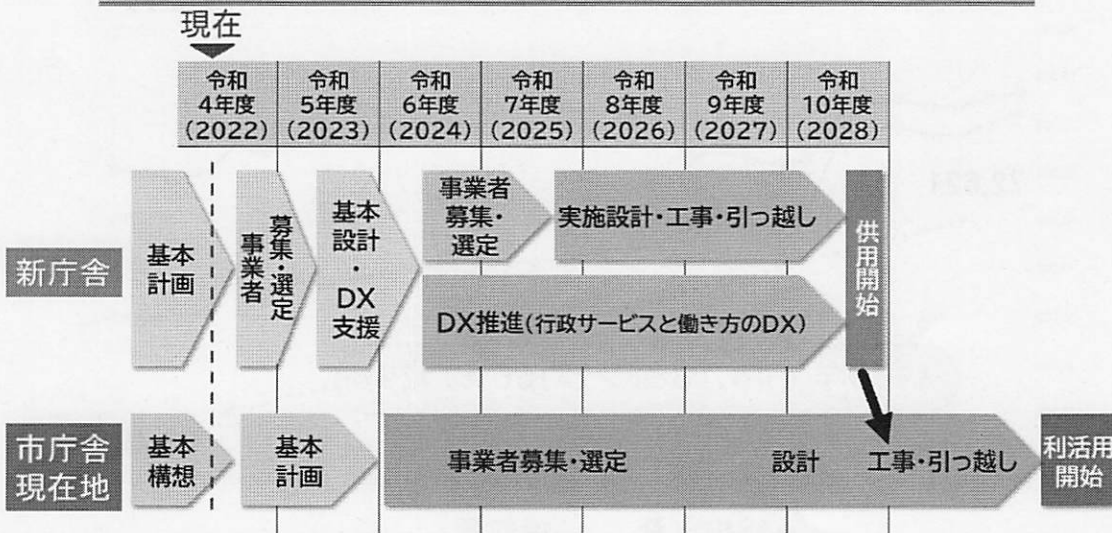
(左下・右下):豊島区「公園案内」南池袋公園。豊島区2022-05-16。 <http://www.city.toshima.lg.jp/340/whisewiki/open/026.html>(参照2022-06-16)

(右上):大宮図書館「フロアマップ」大宮図書館。大宮図書館。 <https://www.city-yamanashi.jp/office/>(参照2022-06-16)

13

新庁舎等の整備と市庁舎現在地の利活用

今後の進め方



14

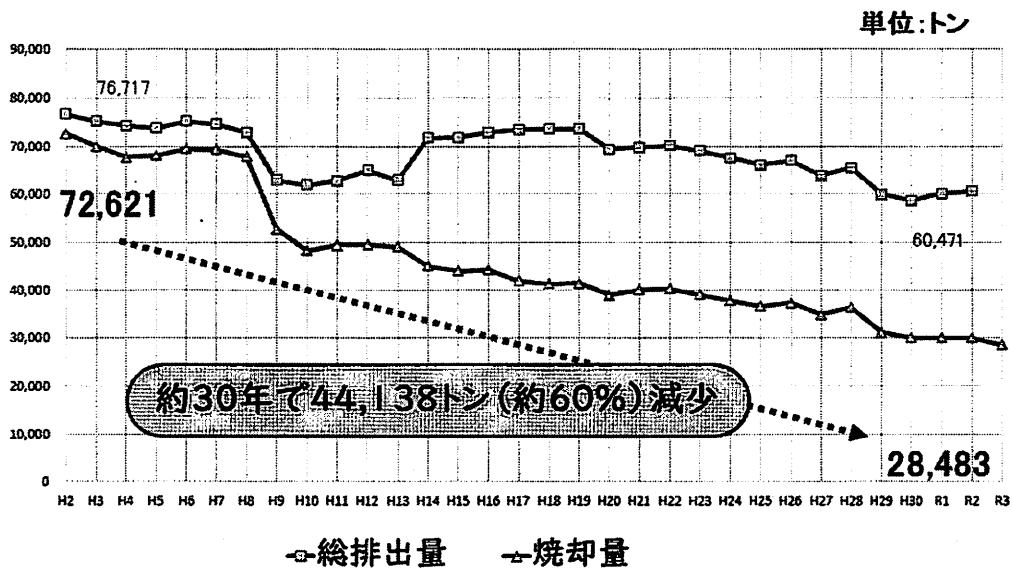
廃棄物政策の基本理念

「ゼロ・ウェイストかまくら」

市民、事業者、市が連携・協働して3Rを推進し、廃棄物の焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざします

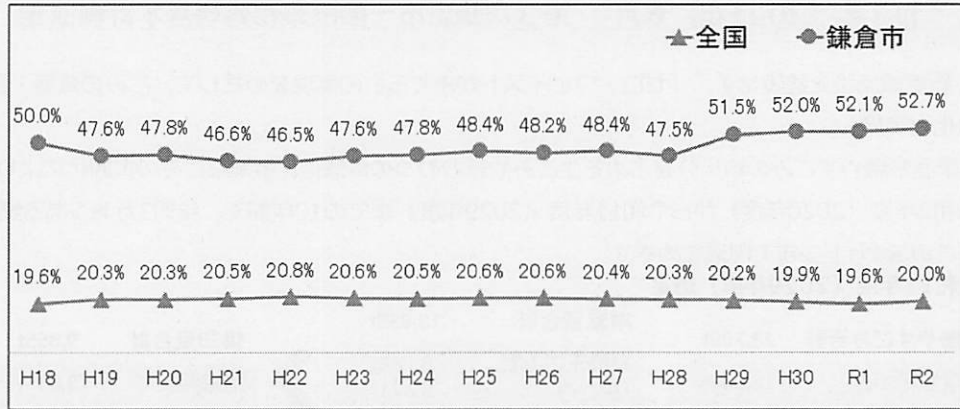
15

廃棄物の発生量と焼却量



16

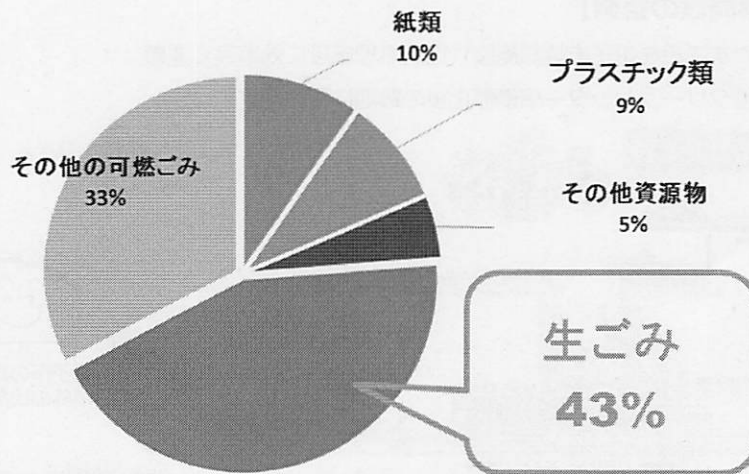
リサイクル率の推移



鎌倉市のリサイクル率 (人口10万人以上50万人未満の市)	H26年度～H28年度	全国 3 位
	H29年度	全国 2 位
全国 2 位 東京都小金井市 (46.0%) 全国 3 位 岡山県倉敷市 (44.3%)	H30年度～令和2年度	全国 1 位

家庭から出る燃やすごみの中身

令和3年度家庭系ごみ質組成調査(湿重量ベース)



今後のごみ処理方針

令和3年(2021年)6月 第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画改定

- 新焼却施設を建設せず、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざして、ごみの減量・資源化を実施。
- 家庭系燃やすごみの約半分を占める生ごみや紙おむつの資源化、事業系ごみの資源化により令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)までの10年間で、年間3万トンある燃やすごみを1万トンまで削減をめざす。

※令和11年度(2029年度)想定

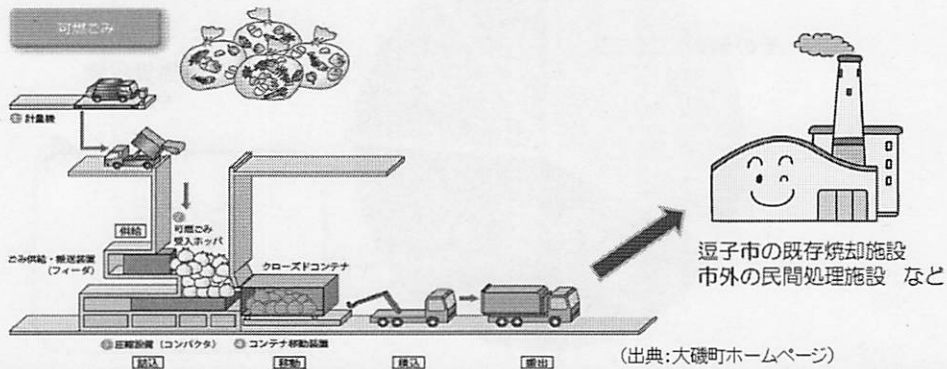
燃やすごみ合計	28,708t	削減量合計	18,853t	焼却量合計	9,855t
家庭系ごみ	18,643t	家庭系ごみ計	8,788t	家庭系ごみ	9,855t
事業系ごみ	10,065t	・生ごみ	6,371t	事業系ごみ	0t
		・紙おむつ	1,485t		
		・分別徹底	932t		
		事業系ごみ	10,065t		
		・生ごみ	2,253t		
		・紙おむつ	762t		
		・分別徹底	393t		
		・混合ごみ	6,657t		

方針を実現するための施策～燃やすごみ1万トン達成に向けて～

- 新たな資源化(事業系ごみ・家庭系生ごみ・使用済み紙おむつ)の実施
- 中継施設を整備し、広域連携によるごみ処理体制を構築

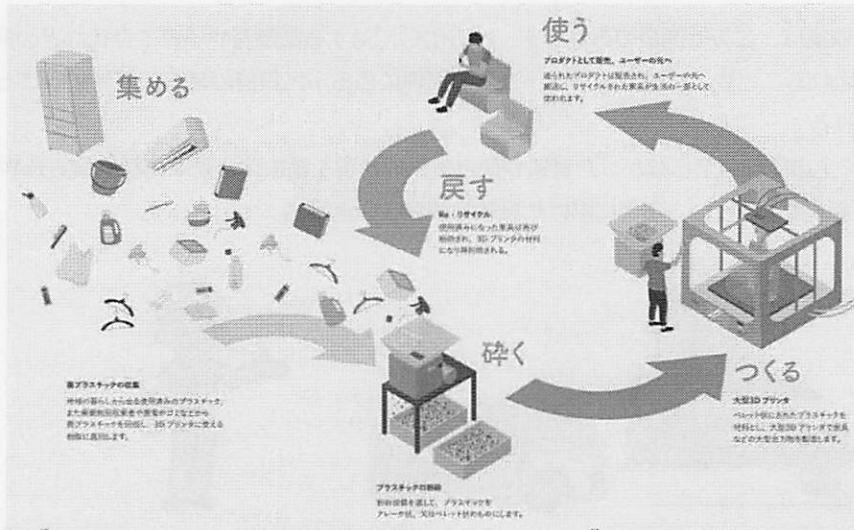
【中継施設の整備】

- 燃やすごみを逗子市焼却施設や民間処理施設に効率良く運搬
- 名越クリーンセンター稼働停止後の跡地に整備予定



産官学民が連携した取組

「ごみを、資源に。資源を、まちの資産に。」を目指して

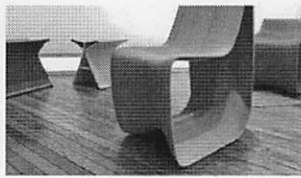


今ではこんなものをつくることができます



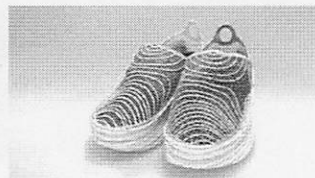
遊具・兼・ベンチ

企画：慶應義塾大学
 3Dプリント：エス.ラボ(株)
 デザイン：横彰



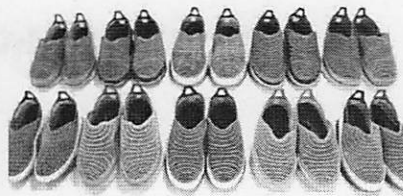
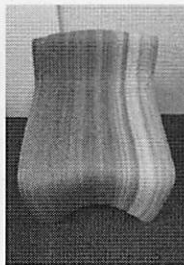
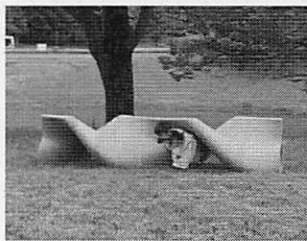
バランスボールチェア

企画：慶應義塾大学
 株式会社オカムラ



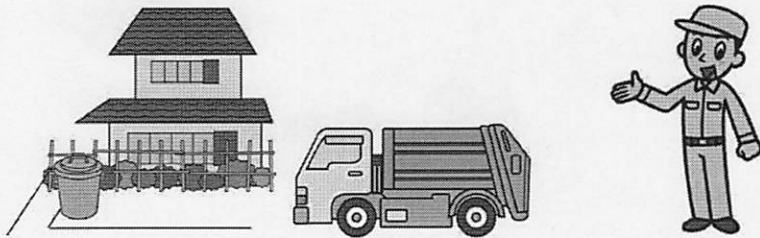
防災用シューズ

企画：慶應義塾大学
 株式会社ORPHE



戸別収集の実施検討について

- 戸別収集は、ごみの減量のみならず、ごみ出しに対する高齢者や子育て世代などの負担軽減が図れることや、クリーンステーション管理に係る市民負担の軽減に寄与することが期待される
- 過去に全市実施に至らなかった経過や他自治体の状況を踏まえ、効率的な収集方法や経費の抑制策の整理を行い、実施に向けた具体的な検討を進める



ご清聴ありがとうございました

第1部 市長からの説明に対する意見・質疑

<山王台自治会 岩田会長>

2点質問したいんですが、市役所の移転と現庁舎の利活用について説明があったんですけど、先日パブリックコメントが募集を締め切られまして、今、それに対する市の見解を示す文章を作っているところだと思うのですが、これのパブコメの寄せられた数ですね。新庁舎、それから現庁舎、概数は大体聞いているんですけど、正確な数がもし出ていたら教えていただきたいというのが1点です。反対、賛成の内訳はまだかもしれない。もし分かったら教えていただきたい。

もう1点は、例の市役所の移転については、地方自治法の第4条第1項の条例によって地方公共団体の事務所の位置を定めるとなっているんですけど、この条例の改正ということになると思うんですが、今のこの御成から深沢へ持っていくということの条例を市議会に上程する時期ですね。これはいつ頃を考えているかをお聞きしたい。この2点、お願いします。

<まちづくり計画部 林部長>

パブリックコメントは6月11日から7月10日まで1か月間受付をいたしました。新庁舎の整備に関する基本計画、これに対するコメントとしては、108件ありました。108通ですね。しかしながら、氏名、住所が分からない方もおりますので、正規に回答できるのが恐らく105通になると思います。それから、現庁舎の利活用に関してのパブリックコメントは、80通です。80件。しかしながら、こちらも氏名等が分からないという方もいらっしゃるようで、79通に対して、市としての回答をする予定ということでございます。

<松尾市長>

条例改正の時期ですけれども、まだ、ここは明確には決まっておられません。しかしながら、現時点ですぐに条例が出せるかということ、そういう状況にはありませんので、深沢のまちづくりというところが進んでいくということと、現庁舎の新たな形というところが見えてくる中で、時期も決定していきたいと考えています。大体的目安ですけれども、今後2～4年、このぐらいになるかなというところはございます。

<山王台自治会 岩田会長>

1点だけ、希望なんですけど、要するにまだ2、3年、あるいは4年という目安というように市長がおっしゃったんですけど、やはり議会の承認ということが大事なポイントになると思うので、既成事実ばかり進んでどんどん予算を消化して、もう後戻りできないというようなところで議会の議決を踏ったのでは、議会が軽視されたことになってしまうので、しかもこれは特別議決で、出席議員の3分の2以上が賛成しないと可決されませんので、非常に大事なものだと思うんですね。各地方公共団体によって、いつ条例を制定するかというのは早いところもあるし、結構ぎりぎりになっているところもありますけれども、ぜひ、鎌倉市ではできるだけ早く、議会の意見を聞いていただきたいということを要望いたします。

<雪ノ下岩谷堂町内会 梶田会長>

何か市の広報が、あたかも決まったような形で表現をして各家庭にこれはこうなりましたよと、例えば、新庁舎が深沢に決まりました、など、そのようなことを活字で見せて、何となく分からせて馴染ませていこうと、そういうような作戦に思えてしょうがないです。その辺、本当に決まるまでは広報の費用をたくさん使って市民に知らせるといのは、何か少し間違っているように私は思っています。

話がもう一つありまして、これからお話があると思うんですけど、鎌倉市にごみの焼却炉が2年後ですか、なくなってしまうということについて、今こうして話をしている間もごみはどんどん出ているということを見ると、新庁舎以前に私たちの日々の生活にとって一番に考えなきゃいけないことが、ごみの処理場を市内にまず作ろうということだと思います。例えば、野村総研の跡地に作るとかということを明確に出していただいて、それについてみんな市民全体が協力すると、そういうような方向に進めていただきたい。そんなふうに思っています。

<松尾市長>

ご意見としては承らせていただきます。ありがとうございます。

<鎌倉ハイランド自治会 鴨田会長>

ごみの中継施設の整備に関して、これは名越だと思いますが、この整備に伴う搬出、搬入のプラスチックのシミュレーションはできているんですか。

<環境部 能條部長>

ごみの量の推計は当然していますので、その推計をした中で、どういう規模の施設が必要ということや、投入口が何口必要で、車の待機場所をどうすべきか、車の台数がどうなるかというのは、市でシミュレーションできている部分と、施設の設計の中でこれから行う部分がございます。施設の設計に入る前にいろんな測量ですとか、土地の利用条件とか、施設の基本的な計画といった、施設建設に向けたその計画を作るのですけれども、その計画づくりの部分については、コンサルに委託する予定で、先日コンサルの業者が決まりましたので、業者と一緒にこれから住民とも協議しながら作り上げていくという予定でございます。

第2部

地域の懸案事項に関する報告

04 鎌倉東2-1	ゴミ焼却施設を市内に建設する
04 鎌倉東2-2	観光行政（マナー等）について

令和4年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	04 鎌倉東2-1
テ ー マ	ゴミ焼却施設を市内に建設する
概 要	進捗状況及び今後の予定について
担当部課	環境部 環境施設課

議題に対する回答等

本市では、限られた資源やエネルギーの有効利用による環境負荷の少ない循環型社会の形成のため、焼却量や最終処分場量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざしています。

燃やすごみについては、徹底した減量・資源化（家庭系生ごみ・事業系可燃ごみ・使用済み紙おむつ）を進めた上で、第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画及び鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づき、逗子市の既存焼却施設を中心に処理することとしています。

進捗状況及び今後の予定は、次のとおりです。

①家庭系生ごみの資源化（資源化施設の建設）

令和11年度の生ごみ資源化施設稼働を目指し、施設候補地周辺の自治町内会で構成する協議会において、施設建設に向けた協議の継続を依頼しています。また、生ごみ資源化の検証に係る御意見を受け、民間施設を活用した実証実験についても検討を行っています。

②事業系可燃ごみの資源化

事業系可燃ごみを混合ごみのまま資源化処理を行うことができる乾式メタン発酵施設での実証実験（令和3年度(2021年度)：約1,800t）を実施しました。令和4年度(2022年度)には、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行い、令和4年(2022年)6月から資源化処理を実施しています。

③使用済み紙おむつの資源化

市内の施設整備及び民間委託による資源化の判断にあたっては、引き続き、国や民間事業者の動向を注視していきます。また、事業系紙おむつは、排出事業者が限

られているため、施設整備によらない設備機器による資源化処理について、民間事業者と連携して検討を進めていきます。

④ごみ処理体制の構築

令和7年度(2025年度)以降、逗子市既存焼却施設を中心に処理を行うため、逗子市と共同処理に向けた協議を進めるとともに、民間事業者4者とのバックアップ体制を構築しています。

また、名越クリーンセンターは、稼働停止後に解体し、本市で排出された可燃ごみを集約し、大型車両に積み替えて処理施設に運搬するための中継施設を整備する予定です。施設建設候補地周辺の自治町内会で構成する協議会の了承を得て、令和4年度(2022年度)から中継施設整備に向け、施設概要や方式、施設に求められる機能・要件等の整理を進めています。

中継施設は、令和9年度(2027年度)の稼働を目指しており、整備工事期間中(令和7年度(2025年度)～令和8年度(2026年度))は、市内で排出される可燃ごみを今泉クリーンセンターに集約する計画としていることから、今泉クリーンセンター周辺の自治町内会で構成する協議会と協議を行っているところです。

引き続き、安定的かつ適正なごみ処理を推進するため、取り組んでまいります。

添付資料	
------	--

令和4年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	04 鎌倉東2-2
テ ー マ	観光行政（マナー等）について
概 要	進捗状況及び今後の予定について
担 当 部 課	市民防災部 観光課 環境部 環境保全課 まちづくり計画部 都市計画課

議題に対する回答等

① 観光案内表示板の設置について

観光案内表示板については、見易く交通の妨げにならないような設置場所の検討を行い、令和3年12月27日に当該交差点の角に設置してある東京電力の電柱に看板を設置いたしました。

② 観光客のマナー改善の強化

鎌倉市では、「鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例」を定め、歩行しながら飲食を行う行為を禁止するのではなく、マナーに対する意識向上を呼びかけることで市内における良好な環境の保全及び快適な環境を保持することに努めています。

今後も引き続き、観光協会や商工会議所など関係する団体等と連携して、国内外から多くの観光客が訪れる鎌倉において、歩行しながらの飲食による迷惑行為が行われないう努めてまいります。

自動販売機の設置場所への回収容器（ペットボトル等のゴミ箱）の設置については、鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例に基づき容器入り飲料の販売事業者に対して設置及び適正な管理を義務付けていることから、設置場所の確保が難しい場合などを除き、設置が進んでいました。ところが、令和3年度の設置状況調査において、設置率は88%であり、前回の平成30年度の設置率97%から約10%減少している状況であったため、未設置箇所の事業者等にヒアリングしたところ、新型コロナウイルス感染症の感染防止や不法投棄防止のために撤去したとの事例が多くありました。

今後、未設置箇所の事業者等に対して適宜回収容器の設置を指導するととも

に、回収容器の設置者に対して適正な管理を指導してまいります。また、引き続き、駅周辺での職員の巡回や鎌倉市まち美化推進委員の清掃活動等を通じて、ごみの散乱やポイ捨て防止の周知及び啓発を進めていきます。

③ 金沢街道筋替橋跡の信号を無視する自転車が多い（小町三丁目ワウ小路自治会）

信号機の設置・改良は、その地区を管轄している警察署が、交通環境の観点から必要性を判断し、神奈川県警察本部への上申などを経て決定されることから、本要望については所轄である鎌倉警察署に引き続き伝えてまいります。

また、本市としても、自転車の危険な利用に対しては、神奈川県交通安全事業計画の年間運動の一つである「自転車マナーアップ運動」に合わせた広報かまくら令和4年（2022年）5月1日号への掲載や、啓発ポスターの配架およびホームページやSNS等を活用し、自転車利用者へのルールやマナーの周知啓発に努めています。

引き続き所轄警察署と連携し、信号無視等の取り締まりの強化を要望していくとともに、自転車の交通安全対策に取り組んでまいります。

添付資料

第2部 「地域の懸案事項に関する報告」に対する意見・質疑

① ゴミ焼却施設を市内に建設する

② 観光行政（マナー等）について

<西御門自治会 福井会長>

前回、提出させていただいた観光案内板の表示について、私も見させていただいたんですけども、統一性というのがないんですね。というのは、観光案内の表示板というのは、ポールが建って、きちんと統一されたものが、もう各地にずっとございます。

前にそういう表示をつけるときに、寄附をしていただいたから作りますよと言って、一旦できたんですよ。それは、取付けの位置が悪くて見えないということで外されたんですよ。それで今回、取り付けましたよということのお返事を書面でいただいていたから、見させていただいたんですけども、今回、その東電の電柱の下のほうに、申し訳程度についているような形で、何でああいう形になったのかなと思って、市長は見ておられますか。

<松尾市長>

すみません。現地までは確認しておりません。

<西御門自治会 福井会長>

観光表示はあちこちについておりますね。それを基に皆さんが案内を見ておられると思うんですけども、今回の案内板は簡単なものにされたんじゃないかなと思ったりしておるんですけども、案内表示についての統一したやり方というのを考えていただいたほうが、観光客のためにもいいし、いつもあの辺を間違っって入って来られる方がいますので、あの近くにお住まいの方は、荏柄天神はこちらですよというような看板を自分たちで作っておられるので、そういうことも考えてやっていただければありがたいなと思っております。

<松尾市長>

かしこまりました。統一的な案内板は既にあるところもあるので、どこまでできるかというのがあるんですけど、少し検討させていただきたいと思います。

<雪ノ下岩谷堂町内会 梶田会長>

ごみ焼却施設を市内に建設するという事なんですけど、私はごみの減量化の役員を15年ほどずっと続けてやっています、15年前と全く進展しない。いつも返子をお願いするなどという返答ばかりで、もっと本気でやってもらってないと困るなと思っています。

それと、この前NHKのニュースで、たしか浜松か愛知県の静岡よりの自治体でしたけれども、バイオテクノロジーを使って、生ごみを資源に変えるというような施設ができて、お金はかかりましたけれども、この形でずっと進めるというようなニュースを見ました。そのようなことを思うと、鎌倉市の狭い視野で物を見ないで、もう少しそういった進んだ自治体に市の職員を派遣して、勉強し、本気になって鎌倉市のごみ問

題を守る姿勢を上の人には持ってほしい。毎日、毎日ごみは出ますから。市民の気持ちを本当に聞いていらっしゃるでしょうか。その辺が何か疑問に思います。

例えば、有料化になったと同時にもう戸別収集もするんだという話がありましたけど、ある3か所か4か所のモデル地域を作ってやった結果、みんな家まで取りに来ていただいてありがたいというそういう人が多かったと。それは当たり前ですよ。でもね。そうじゃないんですよ。本当は、市民の人が、クリーンステーションにそれぞれごみを出しに来て会話を交わせる、そういう場が大事だと思うんですよ。そうすれば違法のごみはなくなる。ここは私たちが守るんだという市民の姿勢が大事だと思いますので、何でもかんでも業者に任せる、そういう行政の在り方は、私は反対です。

<松尾市長>

生ごみの処理につきましては、ご指摘のように、様々な方法があるということは、日本の中、もしくは世界的にもあるということは承知をするところです。我々としても様々な先進事例を調査している中で、鎌倉市として適している方法を選んでいきたいと考えているところです。

それから、戸別収集について賛成、反対というお声があるということは承知をさせていただくところです。従前と未来という部分での比較としては、高齢化が進んでいく中で、現在はふれあい収集という形をやっておりますけれども、なかなか分別ということが難しくなっている家庭も増えてきている実態がございます。

それから、クリーンステーションでの、特に燃やすごみにつきましては、どうしてもトラブルが多く発生をしております、近隣での課題を市役所でも様々な仲裁をしながら対応しているという案件もございます。こういうところを含めて、戸別収集によって自分のごみは自分で責任を持ち、分別をしていただくという視点から、私としては戸別収集を実現してまいりたいと考えているところでございます。

<泉が谷町内会 河内会長>

やはりごみの焼却施設というのは、基本的に市内に建設することができないという最大のネックと言いましょ。それは土地の問題なのか、コスト的な問題なのか。その辺がどうも見えてこないということと。

また、中継施設で逗子とタイアップするということの前提というのは、今のごみの量をさらに削減するという計画が出ていますけれども、その削減量を達成しないと、この中継施設方式というのは成り立たないのでしょうか。

例えば、削減する量があまり減らなかった場合、この中継施設で逗子とタイアップするというような方式というのは、頓挫する危険性はないのでしょうか。

<松尾市長>

まず、市内に焼却施設が何でできないかというところです。これにつきましては、ご案内のとおり、以前は鎌倉市として、私自身としても焼却施設を造っていくという方針として決定し、進めてきたところです。これは住民の皆さんとのご理解というところがなかなか得られないというところの問題が第一としてはあるというところが正直なところです。

ただ、いま一度この鎌倉市のごみ処理行政全般、もしくは日本の全体の状況というところを見たときに、この焼却施設ということをして市内に作らなくてもごみ処理が安定して処理ができるということが計画として成り立つと考えまして、現在の計画に至っているというところがございます。

その結果、逗子、葉山との2市1町の広域での連携という形になるんですけれども、ご指摘いただいたように、ごみの削減ができなければ、これが成り立たないかというところを決してそうではなくて、逗子の焼却施設で鎌倉市の焼却分を受け入れていただく限度はもちろんございますが、そこであふれた分、もし減らなくてあふれたということになれば、それは民間の施設で処理をするという形で計画をしておりますので、決してどこか行き場がなくなるというようなことではないとご理解をいただければと思います。

第3部

本年度の地域の議題に関する懇談

04 鎌倉東3-1	浄明寺五丁目広場の井戸について
04 鎌倉東3-2	市道等のセットバック敷地の管理（維持）は誰か
04 鎌倉東3-3	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について
04 鎌倉東3-4	住宅地におけるコインパーキングについて

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉東3-1
テーマ	浄明寺五丁目広場の井戸について
内容詳細	<p>浄明寺五丁目広場は、平成31年（2019年度）に完成し、地域の防災拠点として先日も、7自治・町内会合同の「防災の集い」を行い60名以上の参加が有りました。</p> <p>井戸は、以前から設置されており、防災時の必要な施設として使用出来るよう要望をしていますがフェンスで囲まれた中にあり、一部フェンスを切り回していただけないかと当初からお願いしていますが、実現していません。</p> <p>地域住民からも強い要望があり、今回議題といたしました。</p>
担当部課	都市景観部みどり公園課

議題に対する回答等	
<p>浄明寺五丁目広場内にある既存の井戸は、予めから災害時の活用について要望があったため、将来的な活用を見据えて井戸を存置しており、フェンスについては、市が土地を取得した時点で既に器具が破損しており使用不可能な状態であったため、広場整備の際に事故防止等の理由から設置しています。</p> <p>町内会で器具の設置に動いていることと伺っておりますので、市としてはフェンスの切り回し、又は扉の設置について検討してまいります。</p>	
添付資料	

第3部 本年度の地域の課題に関する懇談

① 浄明寺五丁目広場の井戸について

<鎌倉地区自治組織連合会 荒井副会長>

市長にもご苦勞をいただいた浄明寺五丁目広場ですが、これは浄明寺だけではなくて、東部地域の全体でやっております。

しかし、井戸の改修について、当初設計を上げたというときに、町内会に相談がなかったんですね。もし相談があれば、この話はそのときにもう済んでいたはずで、すぐに町内会でやるということになったはずです。一応係長のほうには3年間言っていたんですけども、多分、上に話が上がっていないのかなというのが私の感想なんです。

それで、議員の要望と同じように、町内会の要望もやはり付近の住民の総意というものがありますので、なるべく上に上げてもらいたい。いざ上のほうに聞いてみると、聞いていなかったという返答が結構あるんですね。ですので、ぜひその辺を要望があったら、必ず部長まで、案件においては市長までとか、ぜひ上げていただくような形でお願いしたいなと思います。

話が変わりますけれども、東地区の町内会では、防災について非常に力を入れてやっております。台風や地震等の災害についてということで、各東地区にマニュアルを配って、それからまた次に第二小ブロックの運営マニュアルというのも、コロナを見据えて改訂したものを2021年度に作っております。2022年度には、最初に浄明寺町内会で浄明寺防災かわら版という、地図の入った分かりやすいものを皆さんに配布しています。そういう中で、ぜひ井戸と防災倉庫の件もあるんですけども、これも一貫して協力していったらということで、検討してまいりますではなくて、即やっていただくと。それでお願いしたいと思います。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番号	04 鎌倉東3-2
テーマ	市道等のセットバック敷地の管理（維持）は誰か
内容詳細	この敷地は、道路敷として認められているのですか。また、現況での維持管理は誰がするのでしょうか。プランターを並べてあったり、砂利や碎石を敷均してあったり、ロープや杭で柵をしてあったり等をよく見掛けます。この様な個所での、通行人の転倒は、誰に連絡をしたらよいのでしょうか。この様な箇所には、連絡先などの立看板を設置したらどうか。
担当部課	都市整備部道水路調査課、都市景観部建築指導課

議題に対する回答等
<p>セットバック敷地は、「狭あい道路拡幅整備事業」の制度により、市が所有権を取得した場合は市が維持管理をすることになります。また、所有権がそのままであれば、その敷地の維持管理は引き続き所有者が行うことになります。</p> <p>もし、この様なところで転倒等の事故があった場合は、所有者とのお話合いになりますので、市が所有している場合は、道水路管理課にご連絡をいただくこととなります。</p> <p>対象地が市の所有かどうかご不明な場合は、道水路調査課窓口でご確認をお願いいたします。</p> <p>また、ご提案いただきました立看板につきましては、市内全域で対象が多いことや道路幅員が狭小なため、通行に支障が生じる等、道路の安全管理上、課題が多いと考えています。</p> <p>道路は、車の通行や歩行など一般の交通の用に供するものであることはもちろんですが、建築基準法では、建築物の日照、採光、通風の確保など、良好な生活環境を形成するために、幅員4m以上のものを道路と定義しています。</p> <p>しかし、建築基準法が施行された昭和25年当時、幅員4m未満の道沿いにも建築物が建ち並んでおり、これらの多くがいわゆる2項道路と言われているものです。2項道路は、その中心線から水平距離2mの線を道路境界線とみなし、法によ</p>

って建築物の建築や擁壁の築造が制限され、建築物に附属する門や塀も同様に扱われます。

なお、プランターを並べること、植木を植えること、花壇の設置、車やバイクを停めるなどの行為は、広がりのある街路空間を確保し良好な生活環境を形成するという法の趣旨からも望ましくないと考えております。

添付資料

② 市道等のセットバック敷地の管理（維持）は誰か

<雪ノ下岩谷堂町内会 梶田会長>

これは、いろいろな事例がありますね。プランターを置いてあったり、ロープが張ってあったり、くいが打ってあったり、砂利を敷きならしてあったり。こういった例はうちの町内会にも結構ありますので、その土地は誰が所有権なんですかというのを聞いておいたほうがいいのでしょうか。

例えばそこで転んでけがをしたということがあっても、誰に言ったらいいいのか分からない。要するに、その隣接の家に聞いても、所有権が曖昧だということで、はっきりしなかったと思います。これは道水路調査課にその都度質問をするという形になりますか。

<都市整備部 森部長>

道水路調査課に来ていただければ、そこが市の土地かどうかというのは分かります。ただ、これは誰の土地ですよというのは、お教えできません。

<雪ノ下岩谷堂町内会 梶田会長>

市の土地じゃないということが分かれば。

<都市整備部 森部長>

それは明確にお伝えすることはできません。

<雪ノ下岩谷堂町内会 梶田会長>

ここは全て市の土地ではないということですね。

<松尾市長>

そういうことになります。

<巨福呂坂町内会 江副会長>

このテーマの回答は漏れていると思うんです。資料では分からないのですが、道路として認められているのですかということで、プランターを並べたりすることは許されるんですか。

<都市景観部 古賀部長>

今のご質問なんですけれども、まだ道路になっていなくて、個人の土地である場合という想定でございませけれども、少なくとも違反ではないということです。ただ、ここに回答しておりますのは、いろいろな法律や、地域の皆さんの声を反映することを考えますと、望ましくはないですねというような形で、やんわりとした表現で回答させていただいたということです。

<巨福呂坂町内会 江副会長>

特に、指導するとかそういうことは市ではなさっていない。

<都市景観部 古賀部長>

要望がございましたら、所有もしくは管理している方に、地元からのご要望をお伝えするというところはしているところです。

<二階堂親和会 大村会長>

ただいまの狭あい道路の関係について、市からの答弁を聞いていますと、積極性もないし、きちんとした42条2項道路の適用その他についての取組がほとんどゼロに近いと。こういう判断をせざるを得ない状況と私は受け止めざるを得ないというように思っています。鎌倉は、ご覧のとおり、狭い道路が一つの特徴のあった路地という良さもありましたけど、最近の建築の部分の中では、そういう道路の関係が鎌倉らしさをなくしてしまっていて、この大きな原因は2項道路であり、その取扱い。まちの状況を現地確認の段階でしっかりと認識して、都市計画の上からもどうあるべきか検討をさらに進めてもらいたいと思っています。

なぜなら、建築基準法で出されている現地確認を取って完成を見て、セットバックされた道路がそのまま何ら市のアプローチがないために、土地の所有者ですら買っていいのか買ってくれないのか、それすら分からないと。そういう状況でちぐはぐの道路幅員が至るところに山積しているというように思っています。この原因の第一は、行政の怠慢に尽きると思うんですけど、それで一番の根本は、土地の買収価格が条例公布されて以来、一回も変わっていない。固定資産税の10分の1が買収価格。今のこういう状況の中では、著しく不公平だなと、私自身考えていますので、それをもっと上げて、少なくとも3割、4割に近づけて、無償に近い状態で高い土地価格をとということと考えると、持ち主も積極的にならない理由の一つだろうと思っていますので、この点は、十分検討して新しい取組を進めてもらいたいなど。少なくとも、固定資産税の10分の1は、時代にそぐわないから2割、3割が当然に引き上げて行かざるを得ないだろうと。そうしなければ、鎌倉の道路行政は、ゼロに等しいと、こういう認識に立って取り組んでいただきたい。

<松尾市長>

ご意見、承りました。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉東3-3
テーマ	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について
内容詳細	<p>いわゆるプラスチック新法では、使い捨てスプーンやフォークなど、ワンウェイプラスチックについて排出を抑制するよう定めている。</p> <p>市では、この法律の施行にあわせて、ごみの回収で変更した点があれば教えて欲しい。容器包装プラと製品プラの区分が難しいとの声もあるので、改めて違いを説明していただきたい。</p>
担当部課	環境部ごみ減量対策課

議題に対する回答等	
<p>プラスチック新法は、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進することを目的として制定され、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化することとしています。</p> <p>本市では、「容器包装プラスチック」以外のプラスチック使用製品廃棄物については、平成27年（2015年）1月から「製品プラスチック」として収集し、既に資源化处理していることから回収方法等に変更はございません。</p> <p>排出方法の区分につきましては、「資源物とごみの分け方・出し方」の冊子のほか、市ホームページやLINEの「鎌倉ごみ調べ」などで紹介しているところですが、御要望に応じて自治・町内会の会合などで職員が説明することや、回覧等の資料を準備することも可能ですので担当部課まで御連絡ください。</p>	
添付資料	資源物とごみの分け方・出し方（抜粋）

容器包装プラスチック

容器包装プラスチックとは？

容器包装リサイクル法に基づく分別品目で商品が入っていた容器・包装のことで、その商品を使用(消費)したり、取り出したりした際に不要になるものが対象です。



マークがついているものが対象です。



レジ袋・ポリ袋・フィルム類



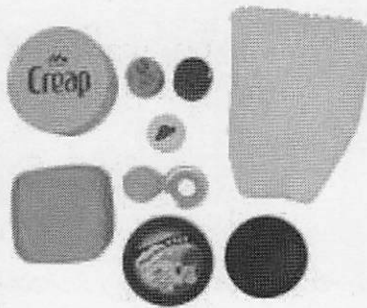
カップ・パック類



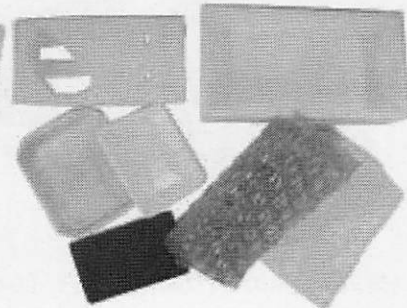
ボトル・ケース類
(ペットボトルマークがついていないもの)



チューブ類



その他
(実物などが入っているネット、ボトルやチューブなどのキャップ類)



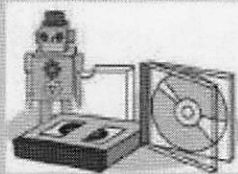
発泡スチロール、食品トレイなど



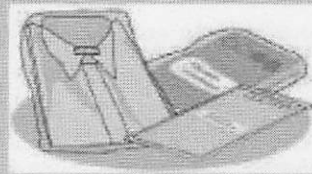
次のものは容器包装プラスチックではありません。



- ペットボトルマークのあるもの
⇒ ペットボトル
ふた、ラベルは容器包装プラスチック



- 複合素材のプラスチック
おもちゃ(電池不使用)、歯ブラシ、CD、ビデオテープなど
⇒ 製品プラスチック



- 商品ではないものの容器や包装
クリーニングの袋、ダイレクトメールの封筒など
⇒ 燃やすごみ

出し方は？

①中身を空にする。



値段表示シールなど、はがれないものは、無理に取る必要はありません。

②ふき取る または 洗う。



食べ物などの汚れはふき取るか、湯め水などですすいで汚れを取る。

③透明・半透明の袋(45ℓ相当まで)に入れる。



二重袋は禁止

収集後、袋を破き選別を行います。作業に支障があるため、ごみ袋は二重にしないでください。

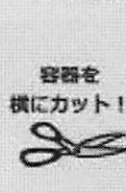


汚れは実際にどの程度落とせばいいの？

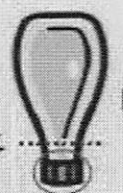
マヨネーズ、ケチャップなど、チューブ類は？

▶ 固形物が残らない程度に汚れを落としてください。

① 容器の口の部分を切り離す。



容器を横にカット！



② 口の部分の汚れが取れない場合は、「燃やすごみ」へ



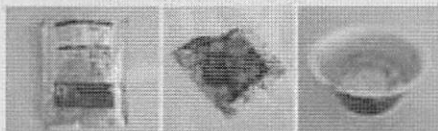
逆さに立てておくと、中身が自然に落ちて拭き切りやすくなります。

少量の水を入れて振る方法でもきれいになります。

シャンプー、洗剤、油の容器は？

洗わないで出せます。
※中身は使い切ること。

汚れや臭いの取れないものは？ (カレーの入った袋や容器、ラーメンのスープ、たれなどの小袋など)



カレーのレトルトパックや容器、漬物が入っていたものなど、汚れや臭いが取れにくいものは「燃やすごみ」に出してください。



水も資源です。洗剤や多量の水を使ってきれいに洗い上げる必要はありません。

汚れや異物混入が多いと、市が処理経費を全額負担することもある

収集された容器包装プラスチックは選別・圧縮・梱包された後、(公財)日本容器包装リサイクル協会によりアンモニアなどに資源化されており、資源化にかかる費用のほとんどは事業者が負担しています。

日本容器包装リサイクル協会では毎年品質検査を行っており、検査で汚れが残っていたり異物(ライターなど)が多かったりすると受取りを拒否されることがあります。その場合は処理経費の全額を市が負担することになります。



圧縮・梱包された容器包装プラスチックを無作為に取り出し、品質検査が行われます。

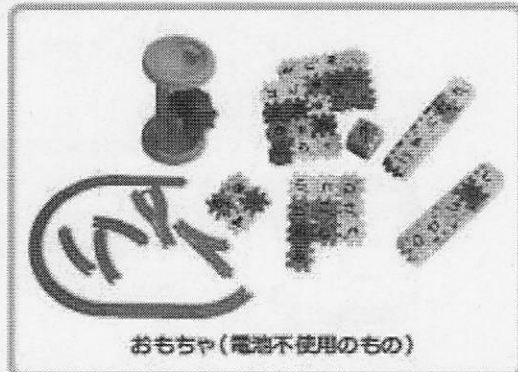
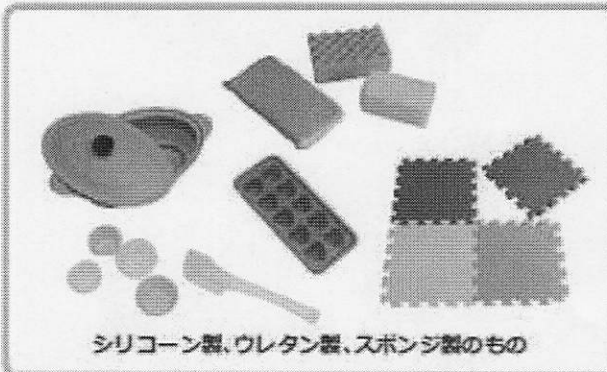
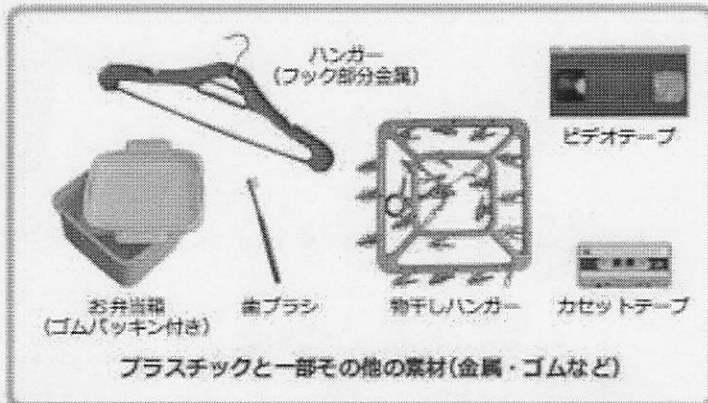
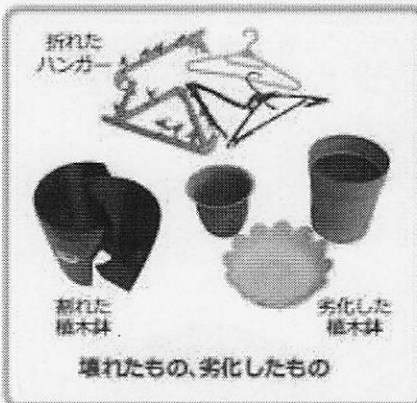
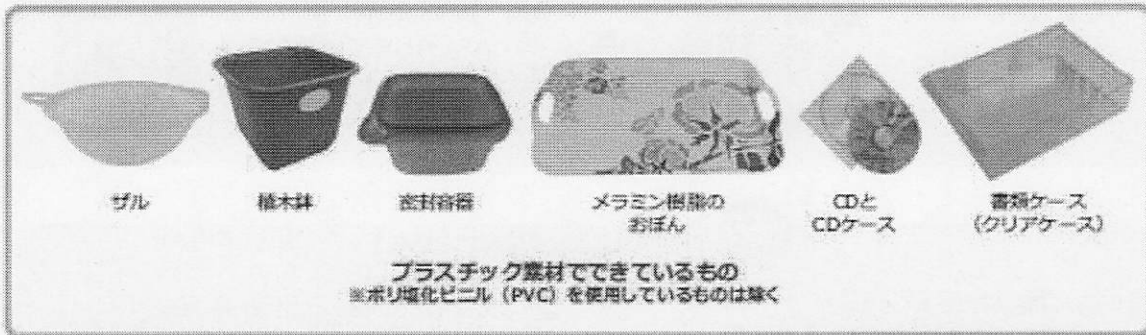


紙類、ライター、木片など異物混入がありました。

製品プラスチック

製品プラスチックとは？

「容器包装プラスチック」以外のプラスチックでできている製品が対象です。
他の素材が付いていても出せます。



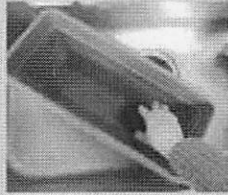
何に資源化されるの？

収集した製品プラスチックは、洗面器、フォークリフトの台になるパレットなどの日用品になります。

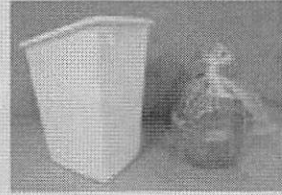


出し方は？

①汚れなどを落とす。
植木鉢やプランター
に付いた砂や泥は、
洗い流す。

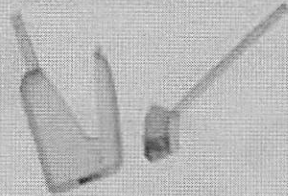


②大きいものは、その
まま出す。小さいも
のは、透明・半透明
の袋(45ℓ相当まで)
に入れて出す。



製品プラスチックに出せません！

①不衛生なもの ⇒ 燃やすごみ
(例) 使用済トイレブラシとケース

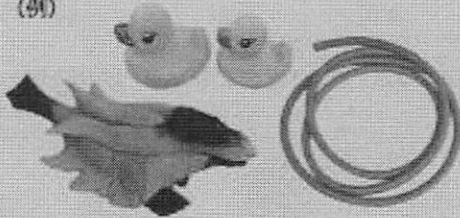


②一辺の長さが50cm以上のもの ⇒ 粗大ごみ



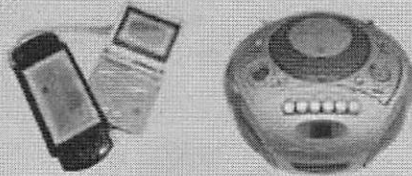
※50cm以上のもので粗
大ごみにならないもの
は、50音順索引(P35～
P55)参照。

③塩化ビニル(PVC)を使ったもの ⇒ 燃やすごみ
(ソフトビニール人形も含む)
(例)



④電気・電池を使うもの ⇒ 本体部分は燃やさないごみ、
電池は外して危険・有害ごみ

(例)



⑤プラマーク表示のあるもの ⇒ 容器包装プラスチック ⑥ペットボトル ⇒ ペットボトル



プラマークと一緒に記
載されている場合は、
「容器包装プラスチッ
ク」に出してください。



PET



⑦爆発などの危険性があるもの



⇒ 燃やすごみ
(P9～P10参照)



⇒ 危険・有害ごみ
(P24参照)

③ 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について

＜山王台自治会 岩田会長＞

例の新法が4月から施行され、プラスチックに関わる資源循環の促進等に関する法律ということで、市長の説明にあったとおり鎌倉市は回収方法に変更はないということなんですが、私たち町内会自治会で、クリーンステーションで非常に混乱しているところがあります。

製品プラスチックは、月に一度の回収、容器包装プラスチックは毎週一度回収がありますけれども、特にお年寄りの皆さんがごっちゃになってしまって、出されてしまっている例があります。当然、駄目シールが張られて、ステーションに置いていかれるんですけど、出された方が気づいて持って帰っていただくといんですけど、そのまま放置されている現状が私の町内会自治会でもあります。それでやむなく自治会長が自分の家に持って帰って、次の回収日までにそれを分別して出し直すというようなことや、それから袋も有料袋であったりそうでなかったりということがありますので、きちんと仕分けをしなくちゃいけないというようなことが、実際に何度か起きています。

例えば、製品プラスチックでハンガーはいいんですけど、これを金属製のハンガーを出してしまった例があります。それから、掃除機の蛇腹部分のホースのゴミも出るんですけど、どっちに出していいか迷うケースがあるので、市のほうで、今日の資料の説明を今後職員がしていったり、回覧等の資料を準備することも可能ですと書いてあるのでぜひお願いしたいと。

この法律は、プラスチックごみを削減するというで国も積極的に取り組むということなので、地方共同体も協力するというで理解をしています。鎌倉市のリサイクル率はナンバー1ですけど、やはり現場で特にお年寄りが混乱しています。それから、新しく引越されてきた方が東京から鎌倉に来たりすると、こっちのほうで厳しいので非常に分かりにくいという声を聞くものですから、ぜひ、分かりやすい分別の方法を説明をお願いしたい。

私たち海に潜って、由比ガ浜とか腰越の海底にどのくらいプラスチックごみがあるかということ動画をしたりしているんですけど、海底に非常に多くのゴミがあります。くじらの赤ちゃんが前由比ガ浜に打ち上げられて、お腹の中プラスチックのごみがいっぱいあって驚いたという報道がありましたけど、本当に鎌倉の海の中はプラスチックのごみはかなり出しています。ですから、これはやはりプラスチックごみを減らさないと、プラごみゼロ宣言の鎌倉としてはまずいと思いますので、取組をお願いしたい。

その中で、うちは老老介護で97歳の父親の面倒を私が見ているんですけど、毎日、宅配弁当を取っているんですね。夕食だけは、弁当のおかずを利用させていただいてまして、これは結構鎌倉市内で業者がいっぱいありまして、弁当をお年寄りの介護の家に配達するという仕事をやっている業者がたくさんいるんですけど、うちの場合は、弁当箱がプラスチックで、リターナブル容器じゃないもので、毎日弁当箱が出るんですね。これがばかにならない量で、容器包装プラスチックのときに、この弁当箱だけでも大変な量になっちゃうんですね。毎日ですから。この辺は、私からも業者に要望書をこの前書いて出したんですけど、市の指導としてもこのリターナブル容器、つまり何回でも洗えば使える容器に変えていただくとかすれば、プラスチックごみの削減になります。先ほど、市の説明でごみを減量しなくちゃいけないというような話がありましたけど、特に、弁当箱のリターナブル化、つまりプラスチックの弁当箱を減らすという努力が、これは民間の方で、お店をやっている人が何件か協力して、要するにプラスチック容器をなくして、リターナブル容器

にしようというような回収箱を作ったりして、何回でも使えるようにするという試みをやっているというのは、報道があったりしました。ぜひ市もそういうことに努力をしていただきたい。

それから、トレーなんかも、これはスーパーマーケットなんかでトレーの回収を積極的にやっているところもありますけど、例えば、肉なんかを買いに行くと必ずトレーに入っているわけですね。これも、毎回容器包装プラスチックが出ますので、例えばどうするかですね。昔は、お豆腐なんかは、鍋を持って行ってお店に買いに行ったりしたものですけど、どのようにこのプラスチックごみを減らすのに、これからやっていくか。ぜひ市のほうでも、いろんな人のアイデアを使って、考えていただくと。容器包装プラスチックの回収日にクリーンステーションいっぱいになるというのは、皆さんどこの自治会でも経験されていると思うんですよ。今は、燃えるごみよりはるかに容器包装プラスチックのほうがパンパンですね。これを減らすというのは、市のこれからの課題だと思うんですよ。ですから、まだまだリターナブル容器にするとか、業者にそういう指導をするとかということで減らせると思っていますので、せっかくいい法律ができたので、市のほうも今後市民の皆さんと一緒にいいと思うんですけど、アイデアを出して減らす努力をしていただければと思います。

ということで2点ですが、この分別が製品プラスチックと容器包装で分かりにくい点をどう告知するかということの質問と、それから、今の弁当箱のようなたくさん出るプラスチック容器をリターナブル化するという点に対する市の今後の取組について2点お聞きしたいです。

<松尾市長>

1番目のご質問につきましては、ここに書いてあるとおりですが、担当課で分かりやすいご説明をさせていただきますので、ぜひ連携して取組できればと思います。

それから事業者の容器包装ですが、これはもちろん行政としては、しっかり指導してまいりたいと考えております。ただ、事業者からするとやはりこの行政から言われることよりも、やっぱり消費者の市民の皆さんから、こんなものを使っているんだったら買わないよ、と言ってもらって一言のほう効くんですよ。ぜひそこは、我々も頑張りますけれども、消費者の皆さんからもぜひ事業者にそうした働きかけ、お声がけ、もしくはそういう選択を買物のときにしていただくということが大切だと思いますので、よろしくお願いいたします。

<鎌倉ハイランド自治会 鴨田会長>

細かいことで申し訳ないんですけど、次のものは容器包装プラスチックではありませんという中に、クリーニングの袋とかDMの封筒がある。なぜプラスチックの要件をクリーニングの袋とか封筒が満たしていないのか。何でこんなことが国で決まっているんですかと聞くと、商品を包装したものが包装プラスチックであって、クリーニングのとかDMで来るものは、これは商品ではございませんから、包装プラスチックではありませんという説明を受けたんですが、何でそういう法律ができたのでしょうか。

<環境部 能條部長>

この容器包装リサイクル法というのが、事業者にリサイクルを義務づけている法律なんですけれども、容器包装を提供したり作ったりする事業者がお金を出し合って、容器包装リサイクル協会というところに支払う形になっていて、そこがリサイクルを担っています。

市町村は分別収集をする。市民はそれに協力をさせていただく。そういうような法律の作りになっていますが、物自体がプラスチック製ではあるもので、容器包装リサイクル法の対象ではないという物もあり、そこが本当に容器包装プラスチックの分かりにくい部分だと思えます。中身が商品であるというのが原則で、その商品を使ったり、商品と切り離した場合に要らなくなるようなものを容器包装と呼んでいます。

今回その分かりにくさを解消するというのもあって、クリーニングの袋は、今、燃やすごみとなっているように、この辺は特定プラスチックということで、新しい法律の中では、同じプラスチックとして使うのを減らしていこうという、枠組みの中には入っています。非常に分かりにくいんですけども、説明もあまりうまくできなかったかもしれませんが、素材はプラスチックであることは間違いありません。ただ、その法律の対象というのと、その事業者の負担というところでの整理になっています。

<鎌倉ハイランド自治会 鴨田会長>

そうすると、それはプラスチックでは出したらいかんということ。

<環境部 能條部長>

そうですね。燃やすごみとして出していただく。

<西御門自治会 福井会長>

知らないな。これ全部知らないんですよ。

<環境部 能條部長>

その辺も含めて分かりやすくご説明できるような、例えば書面だったり説明会だったり、その辺を会長のご希望も踏まえながらやっていきたいと思っています。

<鎌倉ハイランド自治会 鴨田会長>

それより法律を変えていただいて…。

<西御門自治会 福井会長>

プラスチックですね。見たらプラスチックと一緒にだもんね。あれ。素材はプラスチックでしょう。

<環境部 能條部長>

そうです。素材はプラスチックです。

<西御門自治会 福井会長>

原点はプラスチックだから。プラスチックに出せばいい。本当は。

<環境部 能條部長>

分かりにくさも少し解消するというので、製品プラスチックと容器包装プラスチックを合わせて収集するようなこともできるとなっているんですけども、その中でも相変わらず分かりにくさが残ってしまっている部分もあります。

<西御門自治会 福井会長>

収集できるということになっていたら、これをプラスチックに入れ込んで出しても問題はないということになるのか。

<環境部 能條部長>

そこまでは申し上げられないんですけども、鎌倉市では、今は燃やすごみでお願いしています。まだこれからの課題だと思います。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 鎌倉東3-4
テ ー マ	住宅地におけるコインパーキングについて
内 容 詳 細	住居専用地域の一車線ぎりぎりの道路沿いにコインパーキングが2か所も出来、車がバックで出てきて人や車との接触事故、深夜の騒音等迷惑をした。現在は2か所ともなくなったが、今後コインパーキングの許可を場所によっては厳しくする等ご検討をお願いしたい。
担 当 部 課	まちづくり計画部土地利用政策課

議題に対する回答等	
<p>鎌倉市内でコインパーキング（24時間営業、不特定多数の利用が出来る部分があること、出庫時に利用した時間の料金を支払う仕組みのもの）を設置しようとする際には、「鎌倉市まちづくり条例」の中規模開発事業による事前周知の手續及び「鎌倉市特定土地利用における手續及び基準等に関する条例」の手續が必要であり、条例に規定されているコインパーキングの設置に係る協議や所轄警察署との事前協議を義務付けています。</p> <p>手續では、自動車の出入口における安全性の確保や計画の段階で皆様に土地利用計画が分かる標識を設置して周知し、住民への説明の機会を設け、ご懸念の点などを事業者を確認等出来るものとしております。</p> <p>今後、新たにコインパーキング計画がある場合には、条例の手續に基づく説明の機会を活用していただき、懸念される点等について確認していただきたいと思えます。</p> <p>市では、住民の皆様からの御意見等に事業者が対応しているかを確認し、不十分と認める場合は事業者へ改善を求めてまいります。</p>	
添付資料	

④ 住宅地におけるコインパーキングについて

<山王台自治会 岩田会長>

今日は、出した方が欠席だそうですので、ぜひお聞きしたいんですけど、やはり鎌倉で結構特定の業者だと思んですけど、タイムズのコインパーキング、市役所もそうですが、ものすごく増えている。小町にも幾つかできていますね。ホテルメトロポリタンの裏なんですけど、狭い道で特に土日にコインパーキングが満車になるんですね。

それで、観光で来た人が、コインパーキングに入れないもので、道路に空くのを待って止めて片側一車線をふさいでしまうということが今週も先週も毎回あるんですね。そうするともう片側の道に車が通ることになるので、歩行者や、特にバイクや自転車の方が危なくて、これは業者にも連絡したんですけど、対策がなかなか難しい。

空車になるのを待たないという張り紙はしていただいているんですけど、でも観光できた人は、止めるところがなくて、困っていて待っているような状態というのは毎日曜日、特に見かけます。それで、これは市の条例で届出になっているんですけど、その業者がコインパーキングを新たに特に駅の近くに作りたいというときは、そういう空車待ちの対策もきちんと対策を取るといってもなかなか難しいんですけど、張り紙等を入り口にするとか、とにかくそういう指導をぜひまちづくりの計画部のほうでしていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

<まちづくり計画部 林部長>

特に今お話のあったメトロポリタンホテルの南側のところですね。私も状況は見させていただいております。コインパーキングについては、24時間でやっているものについて基本的に指導をしていくのですが、昨日もある事業者とは面談の場をもちまして、課長等が維持管理、管理運営指導等をさせていただいているところでございます。今、ご質問の中でも張り紙をというようなお話もありましたし、また、条例の中でもコインパーキングの管理運営上の措置という中で、周辺施設の交通安全に十分な配慮を行う。また、管理運営に対する要望に適切に対応することということを記しておりますので、今、岩田会長からご質問をいただきましたけれど、本日ご参加いただいている皆様の中でも、ここのコインパーキングどうなんだというようなご懸念とか交通安全上の不安とかありましたら、交通政策担当のほうにご一報いただければ必要な指導を事業者等にしていきたいと思います。

また、観光で来られて車を止めたいんですけど止められないという方たちのご苦労もあると思うんですけども、やはり駐車待ちをしないでくださいと、そういう喚起も行っていきたいと思っています。そうはいつでも、必要な駐車場以上に多くの方が来られてしまうと、そういったような事態が発生してしまうということですので、引き続き、車ではなくて公共交通等を使って、鎌倉においでいただいて歩く観光というものをずっと何十年も推奨しておりますので、それら観光行政とも連携をしながら対策を図ってまいりたいと思います。

<鎌倉ハイランド自治会 鴨田会長>

コインパーキングが非常に増えたりして、これは緑の鎌倉にヒートアイランド現象が起こりかねない状況だと思います。ぜひ、駐車場の広さによって植樹をすると。ちょっともう古いんですけど、逗子の景観計画

ガイドラインの中では、駐車場は、木を植えるとかそういうガイドラインもできているようですが、鎌倉にはそういうのはないのでしょうか。私は、条例とか法令に関しては全く知りませんので。

それと、何年もかかって令和元年にやっとまちづくり読本ができましたけど、この中には、土地利用とか建物についての記述があるんですけども、コインパーキングとかそういうものに対しては何も書かれていないんですね。建物だけの話に終始している。何で入っていないんですかね。

<まちづくり計画部 林部長>

緑化につきましては、条例の中で協議を行ってくださいということも書いてあるんですけども、例えば、一定規模以上の共同住宅であったりとか、商業施設であったりとか、そういう場合には、緑化の数値というものを20%以上などと定めているものがあるんですけども、コインパーキングについては、実は昨日も議論をしたんですけども、数値基準というものを設けていないんですね。ですから、そこは事業者任せじゃないんですけども、やってくださいというお話はするんですが、そのところは、ヒートアイランドというお話もありましたように、数値としては定めていない状況ですので、これについて、今後どのように対応していくのか。あるいは緑化をしていただいたコインパーキングも、その後の維持管理が全然できてなくて、ただの土のコンクリートの枠が残ってしまっているようなところもあるんですね。そういったところもありますから、昨日なんですけれども、担当の方には、現状というものをしっかり把握しなきゃいけないんじゃないかと、それを踏まえて、コインパーキングの事業者との協議、それから今後の方向性というものを決めていかなければいけないよね、現状把握をまずしっかりしようねという指示をしたところですよ。

それから、まちづくり読本、これは地区の自主まちづくり計画や地区計画というものに特化しているものがございますので、そこにはコインパーキングは入れていない状況でございます。それについては、今の答えでご理解いただければと思います。

その他

<雪ノ下岩谷堂町内会 梶田会長>

2、3あるんですけど、例えば、喫煙者の締め出し、これをやってもらいたい。それで、今、小町通りの東側については、規制ができないということになって西側の横須賀線側は、みんな観光客が平気でたばこを吸ったりしています。そういうのを条例なり何か作ってやってほしいなど。私も3回ほど担当の課には電話しましたが、鎌倉市全体で考えてみたいと思います。とか言っちゃって、そんなことだったらいつまでもできやしないよと私は思っています。

それで、あと鎌倉市は、この頃自転車で回る人がかなりいます。自転車の置く場所がないですね。その辺も含めてちょっと考えてほしいなというのがもう一つ。

もう一つ、私がいつも思っているのは、こういう会議だとかというので役員をやっていると、市役所に来る機会が多いです。もう私も80を過ぎていますから、自転車で来ます。自転車で来るので、いちいちコインを入れるスタンドに停めるようになっちゃって、なんでこんなことをするのかと思って。私は、市民の一人として市のために一生懸命来るのに、何でこんなことをやりやがって、本当にそんな金を使うんだったら、ほかのものに使ったらいいんじゃないかいつも思っています。それで、そのコインをまた担当の課かで貰って、そんなくならないことをやめてもらいたいなと私は思っています。だから、何か裏があるからそういう事をしているのではないかと。業者にOBか何かで就職して、仕事が欲しいからやったんじゃないかなと思って、悪いほうに考えちゃって、申し訳ないんだけど、とにかくやめて、あれ全部撤去して普通に止められるようにしてもらいたいと私は思っています。

<松尾市長>

自転車置場につきましては、今、おっしゃっていただいたような、何か天下り先とか業者と癒着とかいうそういう理由ではなくて、勝手に止めてしまう方たちが増えてくと本当に必要で市役所に止めに来る方が止められなくなるという。こういう課題です。じゃあ、それをどのように解決するかとしたときに、やはりきちんと市役所に来ていただいたことを証明していただくということで、コインをお渡ししてということで、手間はかかってしまうんですけども、決してお金をかけないように、こういう仕組みにしましたので、ぜひご理解をいただければなと思っていますところでございます。

それから、喫煙者につきましては、ご指摘のとおり、これは担当が申し上げたように、何とか市内全域でこうしたいわゆる歩行喫煙というところはなくしていきたいと考えています。現在は、駅周辺というところを重点地域ということで、パトロールをして指導する取組をしておりますので、この辺りをご指摘のような、どのように現実的に締め出しができるかというところは引き続き鋭意検討をしているところでございます。何とか、受動喫煙ということの被害が起きないような仕組みとして作ってまいりたいと考えております。

<山王台自治会 岩田会長>

市長がおられるのでぜひ本音でお聞きしたいんですけど、私たちこの鎌倉地域東地区なので、本当に今の現庁舎に近い地域に住んでいる、自治町内会の会長ばかりだと思うんですけど、先ほど市長の説明で本庁舎

の新庁舎移転の話、それから現庁舎の利活用の話ということで、先日パブリックコメントが締め切られたので、その話がありましたけれども、前回、自治会長たちが集まったときに特に大町、材木座地区の自治会長から、津波の対策が全くないと。本当に今住んでいる方たちは、大きな地震があったときに必ず津波が来るので、それに対する対策をきちんとしてもらいたいです。私たちは見捨てられたような気がするというような話をされていた自治会長がいて、市役所を移転することにばかり予算を使わないで、ぜひ津波対策にもっと予算を使ってもらいたいという話があったんですが、市長としてはどうなのか、ぜひお聞きしたい。

それから、老朽化している施設が本当に多くて、この庁舎だけではなくて、学校施設も本当に雨漏りがひどくて、私青少年指導員で鎌倉地区の小・中学校に先日も訪問したんですけど、校長室まで雨漏りしていて、バケツが置いてあって天井からビニールが引っ張ってあると。教育委員会では、順次直していく予定だという話は聞いたんですけど、気の毒で、雨が降るたびに先生方がバケツをもって校舎の中を走り回っているんですね。第二小学校なんかは、避難所の体育館のトイレの前が雨漏りしていて、あそこに避難したときにトイレに行くのにびしょりになっちゃうと。そのような話も聞いているんですね。それで、市役所を立派にすることもいいですけど、本当に学校施設の建替え、改修をどうするのかという問題が、今鎌倉の喫緊の課題だと思うんですね。そういうことに対する市長の考えをぜひお聞きしたい。

それと、この本庁舎、私はまだまだ使えると思うんですね。筋交いもやっていますし、倒壊はしないと。しかし、大きな地震があったときには、執務ができなくなるという話だったんですけど、さらに筋かいを入れればできる話で、そうすると執務スペースが狭くなるから無理ですという説明は受けたんですね。

しかし、先ほどの話だと、スマートフォンとかを利用すれば、市役所に行かなくても、もう市の業務は済みますというような話があったり、そうするとそんなに広い執務スペースは要らなくなるわけですね。それから、コロナで在宅ワークが増えて、市の職員も結構自宅で仕事をするような流れもできていますので、そんなに広いスペースが本当に要るのかどうか。

この新庁舎の施設規模が24,300平方メートルと書いてありますけど、今の現庁舎、本当に壊してしまっただけで、こんなお金を使う計画に対して市長はやる気十分なんですけど、ぜひお聞きしたいので。だって今コロナ問題がすごいでしょ。それで予算が必要だし、それから、ウクライナの戦争で建築資材が高騰して、さらに市役所の新しいのを作るともっと予算がかかりますよね。

財源的に大丈夫なんじゃないかな。しかも浸水地域でそれに対しても説明会では、600ミリの1000年に一度の雨に対応したときは洪水が起きるけど、300ミリの雨では起きないので大丈夫ですという話なんですけど、しかし、今日も雨がすごかったですけど、今、500ミリなんていう雨はざらになっているんですね。線状降水帯が各地で発生して、温暖化の現象で非常に大きな雨が降る災害というのは日常的になっているので、この前熱海で土石流災害がありましたけど、盛土はできるだけやめるようにという国土交通省の見解が出て、新しい法律もできて、盛土規制法ができて、盛土はできるだけ開発でしないようにと。しかし、深沢は盛土をしないと、洪水が発生しますので駄目な地域ですね。そこに市役所を持っていくわけですね。ですから、数々の矛盾を感じてしまっただけでいい。

市長がおられるのでぜひお聞きしたいんですが、それでもこれを強行するわけですか。私たちとしては、この本庁舎がなくなるということに対して、自治町内会長としては、非常に魂がここから抜けたような気持ちになってしまうので、これは大きな課題なんです。ましてお年寄りばかり増えていきますから、市役所に行く足が深沢まで行かなければならなくなるということで、非常に懸念しているわけです。

そのことに対して、市長の本音をぜひお聞きしたい。そして、ここは悪いようにはしない。ここにホールを作ります。それから図書館も持ってきますという話なんですけど、しかしここは埋蔵文化財の包蔵地域で、御成小学校であれだけ二層のすごい遺跡が出てしまったので、ここは大きな建物を作るには、この埋蔵文化財が非常に問題になって、構造上、地下を掘るといことはなかなか厳しい地域だと思うんです。そこにホールや図書館を持った大きな建物ができるのはとても思えないんですけど、そういう数々のリスクや疑問点があって、私もパブリックコメントに書きました。

市の見解を聞いた限りでは、全然すっきりしないですね。でも、やるという考えなので、ぜひ市長の本音をお聞きしたいということなのです。よろしくお願いします。

<松尾市長>

幾つかありましたから一つ一つ、漏れがあればまたご質問をいただければと思うんですけれども、津波の被害というところについては、材木座地域の皆さんにも日頃から、そうした懸念というところはお伝えをいただいているところです。我々としても、東日本大震災以降、材木座の皆さんの命をどう守るかということで、一緒に避難訓練をしたりですとか、もしくは近隣の高い建物について避難ビルに指定したり、どういう避難ルートとするかという逃げ地図を作ったりとか、いろんな取組をソフト、ハードと両面でやってきたところです。現在とすると、やはり避難タワーのような、そういうものがあるべきじゃないかというのが材木座の地域からの声を多くいただいている部分ではあります。これはどのように作るかという課題はありますので、具体的にまだこうできるといところまではいっていませんけれども、市が持っている土地なども含めてどうできるかということは検討しております、ここは引き続き行ってまいりたいと思っています。もちろん、この市役所のこの場所につきましても災害時における避難という場所としての活用ということも十分考えられますし、そういうことを入れていかなければいけないと思っております。

それから、小中学校の学校の老朽化につきましては、本当におっしゃるとおりのところでありまして、我々としても計画的に進めてはいるんですけれども、なかなか全体が一気に老朽化しているという状況の中で、雨漏りがあるというところが解消しきれていないというのは認識するところです。これについて、子どもたちにとっては日々のことでもありますので、できる限り修繕の対応は、行っていくということと、また新たに建て替え、もしくは大規模修繕ということをやっていかなければいけないと思っております、これは、手をつける学校というところを早急に決定しながら、取り組んでまいりたいと考えています。

それから現庁舎ですけれども、このまま使えるのではないかというご意見ですけれども、繰り返し申し上げておりますが、現在は筋交いを入れ、何とか大きな地震が来ても即倒壊しないというこういう状況になっていますけれども、もしこれを大きな地震が来ても継続して使えるということになると、さらなるこの筋交いを入れていかなければならないということになります。

すると、この建物の中は非常に使いにくい建物になります。現在でも、大変使いにくい状況があります。空調も一括管理になっていまして非常に古いということや、地下に電源があるということで、これもリスクとして大変大きいということなどなどからすると、これをこのまま使い続けるというのは、選択肢にはないと結論として出ているものだと考えています。

そんな中で、新しい市役所、どこに作るかということを検討した結果、深沢ということに最終的になったわけなんですけれども、なので、決して新しい市役所を我々として作りたいということよりも、やはりこの

公共施設再編計画の中で、今の鎌倉市役所は老朽化しているものを、その場で全部新しくするということはできませんので、何とか複合化、統合しながら今の公共施設、皆さんになるべく不便をかけないように、計画をしていく必要があると考えているところです。

ですので、一つ懸念としてこの場所から遠くなるというところについては、一般的な手続については、現在のこの場所でするようにというところ、ここは、しっかりと実現をしていくということは繰り返し申し上げておりますので、お近くの方が、深沢に市役所の本庁舎が行ったところで、不便になるというところはなるべくないようにしてまいりたいと考えています。

このコロナですとか、ウクライナの状況というところで、確かに先行き不透明なところというのはあります。また、いつの時代にも必ずリスクはありますし、懸念というのはあります。もちろん、この物価高騰、人件費の高騰というのは予測されることですので、そのリスクもできる限り織り込みながら、実現できるように着実に進めていくということが、必要なことだと考えているところです。

<山王台自治会 岩田会長>

もう一つ、文化財があるかもしれない現庁舎に本当にできるかどうかという点についても。

<松尾市長>

おっしゃるように、今小路西遺跡という、大変貴重な遺跡が、この庁舎の建っている部分は掘ってあるので恐らく壊してしまっているの、恐らく駐車場のほうは残っているだろうという予測があるところです。これは、実際に見ないと分からない部分がありますけれども、あるだろうという状況からすると、そこはしっかりと守っていかなければいけませんので、その上に大きな建物というのはやはりなかなか難しいだろうと思っています。

そういうことからすると、この場所にそんなに大きな強固な建物というところは、建たないのではないかなと思っています。ただそうだとすると、先ほど申しあげました中央図書館ですとか、生涯学習センターのできる限りの機能、ホールとかですね。あとは市民活動をするようなそういう機能というのをこの中に入れていくということは十分可能だと考えています。

<二階堂親和会 大村会長>

簡単に2点ばかりお尋ねしたいということと、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいということからお話し申し上げたいと思います。まず、第1点、一の鳥居から二の鳥居の街路樹の扱い、所管は藤沢ですか、県ですね。藤沢土木がやっています。

鎌倉のメインストリートで県が何をやっているかということ、年に2回松の根本の雑草取りぐらいで、そういう流れの中で今日まで来まして、鎌倉のメインストリートがこれでいいのか。ビワの木があったり、梅の木があったりするけど、松と松の間は1メートル、松と桜の木が50センチとか、無規則というか無計画です。何で鎌倉の大事なメインストリートがそういう程度になっているのか。市の行政としてはどう考えているのか。県がやっているから、県に任せている。それは間違いではないかもしれませんが、鎌倉市民の共通のメイン道路だという意識が何でわからないのか。

一の鳥居は国宝ですけど、その前後の植栽何かはみんなない。下馬からこちらに立っても、すごい状況ですね。これで鎌倉のシンボルとしての位置づけがないから、やはり鎌倉市民としての意識も低いのかなと。こういうがった見方もできますけど。これは強硬に県に要請する話ではないかなと。段葛があれだけきれいになって、それで海に行くと。鎌倉のイメージとしては、それでいいのかと。これは、鎌倉市民として本当に考えなければいけない。雑草は誰も手入れをしない。管理はめっちゃめっちゃ。県と市のこの調整機能が失われていると私は考えておりますけど、その点について、県の管理だから県に任せていると、こういう方針で果たして鎌倉を大事にしよう、愛する鎌倉市にしろというのは、無理があるだろうかと、こういう考えになります。

もう一つ、私が住んでいる二階堂、周りはすばらしい緑で豊かなまちになっていますけど、今、災害との絡みで伐採を進めていかなければならない状況に立ち至っています。40年前は緑を守れということで、さんざん私も叩かれましたけど、今は、そういう人たちも切ってくれ、切ってくれと状況は変化しました。東部地区はそういう面で谷戸の奥の良さも、朝・夜の日照時間が少なくなって、切ってもらいたいんですけど。だから、私は正直言って、今切るということはあなた方もみんな金を出せよと。守ると言った人が、そして地主がそれで苦勞されてきた経緯を考えると、切ってくれというのなら、あなた方がみんな5万、10万出してやらなければ駄目だと。私はそうやって市の補助金をもらいながら、毎年木を切っていますけどね。鎌倉の東部は、そういう時期に入ってきましたので、60万の補助金が100万になったというのも一つの前進で評価していますけど、さらにこの緑深き谷戸のよさを維持しながら伐採に積極的に取り組んでいただきたいと思っておりますけど、この辺についてお尋ねしておきたいと思います。

<松尾市長>

若宮大路は、まさに鎌倉のまちのメインストリート、中心になりますので、その大切さというのは、会長のおっしゃるとおりだと思います。その中で、市で何ができるかというところをしっかりと考えるというご提案だったと思います。基本的には、全て県の管理になってきますので、その中で将来どういう若宮大路の形を作っていくか。そういうところから、まずは始めていく必要があるのかなと思います。もちろん、短期間でできる雑草とかですね。歩道が非常に凸凹になっているとか、そういうところはしっかりと県のほうにもすぐお伝えをして、きれいに整えておくということはあるんですけども、全体として将来どうしていくかというところは、ぜひ前向きに検討しながら、県とも連携して実現をしていきたいと思っております。

それから、災害におけるところでの樹木の管理については、ご案内いただいたように、市としても大変大きな課題だということで、補助金の拡充を努めて、現在それも予想を上回る活用もいただいているところであります。しっかりと維持管理というところに力を入れてまいりたいと思っています。行政でできる部分ということもより一層力を入れていきますし、今回神奈川県でも県管理のところというのは、今年度集中してやるということのお答えもいただいているところですので、国と県と市と、そして民間で持っている皆さんにもそういう補助金の活用ということも含めて、全体としては、災害に強いまちづくりということを目指して取り組んでまいりたいと思っております。

<横町町内会 小田切会長>

私のほうからは、町内会としての取組をどうのこうのではなくて、商店街の街路灯について、老朽化に伴う撤去の促進、特に私どものところは小さい小さい町内会で、横小路振興会という商店街があるんですけども、そちらも名ばかりでもう名前だけ残っているような感じで、その商店街が所有しております街路灯が、もう朽ちていつ倒れるか分からない。いわゆる横大路、由緒ある道路に何本か朽ちた街路灯があって、その横を多くの車、観光バス等々が入り込んできているんですね。

ですから、鎌倉全体に言えることかと思しますので、そういった老朽化、商店街としては、老朽化で予算的にもほとんど何も持たない。その街路灯の撤去に対しては、1灯当たり例えば20万とか30万円とかえらいお金がかかるようなことを聞いておりますけれども、それは、私どもの町内だけの問題ではなくて、鎌倉市内のいろんなところに商店街が所有している街路灯がそういう状況になっているか調査をしていただいて、老朽化に伴う撤去の促進を考えていただけたらありがたいかと思っています。いつ事故が起きてもおかしくないような状況が、私どものところでは出てきております。ですから、町内会の防犯灯はLED化によっておかげさまで非常にきれいになっているんですが、私どものところでは、裏に入ると明るいんですけども、商店街のところ、いわゆる県道が非常に暗いという逆の現象が起きておりますので、ちょっと外れたことかも分かりませんが、その辺を要望させていただけたらと思います。

<市民防災部 永野部長>

今、会長がおっしゃったように、ほかのところの商店街でも商店街そのものが潰れてしまって、管理していた街路灯の管理についても、当然なくなってしまったわけですから、その後どうするんだというような問題が実際に出ている商店街がございます。実際には、そこは、たまたま隣の商店街のご協力などもいただき、何とか管理をしているような状況ですけれども、大分そういうところが出てきているのかなというのが、認識しているところです。今、この場でこういう制度があるから、こういう撤去とかができますとか、市のほうですぐにできますよというお答えはなかなかできないんですけども、商工課でそういうこともご相談いただければ対策というか、できるようなことを検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

<御成町末広自治会 岩沢氏>

先ほど、市長からもお話がありました。市の市庁舎、現在地の利活用のイメージ、スペースの構成が出ていますけれども、大事なものが抜けていると思います。防災です。御存じのとおり、鎌倉は三方を山に囲まれております。

一方、先ほど津波の話がありましたけれども、トンネルや切通しで囲まれた市街地がもし災害があった場合、防災拠点となるものは全て深沢に移動して、この利活用のイメージである現在の場所に防災の拠点となり得るべきものがなくなった場合に、さてどうなるのでしょうか。外部から観光客がたくさん押し寄せ、商店街があり、住宅地があり、そういった地域の中で、孤立する状況が生まれるおそれが多分にあるような気がしてしょうがないんですね。これがやはり抜けているということは、もう一度ここを十分考えていただいて、防災というところをまずどう拠点として使っていくのか。というところを考えていただく必要があると思いますので、十分この部分のご検討をよろしく申し上げます。

<松尾市長>

確かに利活用のイメージのところには防災という言葉がないというご指摘、我々としても、この場所は防災の拠点として当然活用して行く必要があると思っておりますので、このあたり、ご意見を賜りまして、今後基本計画を作っていく中では、そうしたところをもう少し分かりやすく表現をしてみたいと思います。

<まちづくり計画部 林部長>

本日の市長のご説明の資料の中には、大きく記載はしてございませんけれども、災害時の一時避難場所であるとか防災備蓄保管場所であるとか、鎌倉地域の防災に寄与する機能等について、ということについては、この構想の冊子の中ではお示しはさせていただいているんですけれども、これについてもしっかりと検討していかなければならないということについては承知しております。実際に、東日本大震災のときに、市役所の庁舎には630名の方が避難をされており、翌日になってもその人数の方がいらっしゃったという事実がありますので、観光客の方等々のいらっしゃる中での災害ということについてもしっかりと目を向けて検討をしていきたいと思っております。